

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法(明治29年法律第89号) ・ 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号) ・ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号) ・ 公営住宅法(昭和26年6月4日法律第193号)
<p>【改正の概要】</p> <p>不正入居者の家賃に付加する利息の割合、入居者の修繕負担義務の規定方法、連帯保証人の数を見直す。</p> <p>① 改正民法・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45号)の施行により、公営住宅法における、不正入居者への家賃追加徴収に付加する利息の割合が「年5分の割合」から「法定利率」に改められるため、愛媛県県営住宅管理条例第23条第3項・第23条の16における利息の割合を同様に改正する。</p> <p>② 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)(以下、「改正民法」という。)の施行により、借借人に通常損耗・経年劣化分の原状回復の義務を課すには、その範囲を明確にした借借人と特約の締結が必要とされるため、入居者の修繕負担区分について規定している愛媛県県営住宅管理条例第15条を改正する(条例で入居者に通常損耗・経年劣化分の原状回復義務を明確にし、規則で原状回復範囲や特約締結方法等を規定する)。</p> <p>③ 入居手続きの中で必要としている連帯保証人2名について、引き続き適切な施設管理のため、連帯保証人の確保は必要とするが、近年身寄りの少ない高齢者などが増加していることから、1名に改めることとし、連帯保証人について規定している愛媛県県営住宅管理条例第8条を改正する。</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	